

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年3月31日までの4年3ヶ月
2. 内容

目標1：有期契約労働者を含む全職員に、産前産後休暇や育児休業、短時間勤務制度、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 1月～ 法に基づく諸制度及び休暇制度等の情報整理
- 令和3年 7月～ 分かりやすいパンフレットの構成の検討
- 令和3年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布

目標2：子の看護休暇制度を拡充する。（時間単位での取得について「中抜け」での取得を認めるなどの弾力的な運用。）

<対策>

- 令和3年 1月～ 検討開始
- 令和3年 4月～ 制度の導入、職員への周知
- 令和3年 7月～ 目標1のパンフレットへの記載について検討
- 令和3年10月～ 目標1と合わせて、パンフレットの作成・配布

目標3：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 前年度取得状況を把握する
- 令和3年 7月～ 年次有給休暇の取得促進目標を検討する
(取得平均日数・取得平均%、前年プラス〇日、等)
- 各年 10月 各部署において年次有給休暇の取得状況をとりまとめ、下半期の有給休暇取得予定を立てる。